

第5回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年3月6日(土)

午後2時28分から

会場：三和村村民体育館

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫	
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	太田修	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男	
	清里村	清里村議会副議長	中村良平	
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純	
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登	
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫	
	清里村	清里村商工会会長	武田和信	欠席
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平	
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博		

午後3時45分グループ協議終了後に退席

議 題

1 審議

(1) 自治基本条例の制定の目的及び制定の在り方について

(2) 自治基本条例の類型及び構成について

2 その他

午後2時28分 開会

○山岸孝博委員長 それでは、これより第5回自治基本条例に関する小委員会を開会をいたします。

本日は、委員29名のうち28名の出席をいただいております。上越地域合併協議会小委員会規程第6条第2項の規定により、会議は成立をしております。

今回の署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、中郷村の荒川委員、そして板倉町の武藤委員、それぞれご指名をいたします。よろしくお願いたします。

○

- 1 審議 (1) 自治基本条例の制定の目的及び制定の在り方について
(2) 自治基本条例の類型及び構成について

○山岸孝博委員長 本日は、自治基本条例の制定の目的と制定のあり方、類型、構成について、前回の小委員会で柏崎の方よりお聞きした説明、内容等も踏まえながら、再度グループ協議を行いたいと思っております。そして、本日は第3回の小委員会までのご意見をもとにしたイメージを事務局の方で資料として添付をしております。そのイメージの説明と、第5回ということになっておりますが、今後の予定等も含めまして、事務局の方からまず説明をいただければというふうに思います。

○野澤朗事務局次長 ご説明いたします。

一昨日は大変ご苦労さまでございました。

本日、合併協議会への報告書のイメージということでお示しをしておりますが、これは前回の資料の2を修正した部分がございます。そこをまずご説明いたします。

まず、1番の自治基本条例の制定の目的についてというところにおきまして、前回グループでご協議いただいた中で、特に1ぽつ目でございますけれども、豊かさ、安らぎの前に合併後の新しい上越市においてという文言が入っております。これは、皆様方のご議論の中の多くが、合併を契機に、この上越という一つにまとまる新しいまちの中で、この自治基本条例を制定していくことに意味があるというご議論が大変多うございまして、実はこれ2段目に、本来基本理念のもとで合併後のまちづくりを進めていくためにはという、合併を、そこで言葉を使っていたわけでもございましたけれども、やはり皆様方のご意見、ご意向を踏まえまして、合併後の新しい上越市においてこそ、この自治基本条例が重要であるということが相当多い意見でございました。そんなことで、単純に合併後のまちづくりという整理ではなくて、このように一番頭に文章を持ってこさせていただいたところでございます。

それから、2はちょっと外しまして、3番でございます。前回は、この1ぽつ目が2個目、2ぽつ目の方の、一方以下の文章が最初にあったわけでもございますけれども、ここのところも皆様方のご意見では、まず合併後の上越市の自治のあり方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要であるということが一番最初に持ってくる方がよいのではないかというご意見が多うございました。この1と2を入れかえる形になっております。

3番が少し説明が必要でございます。3番につきましては、先回のご議論の中で、ここは実は、住民が検討に参画できるような仕組みとすることが望まれるという表現でございました。ここのところで住民が検討に参画できる仕組みというのが、実際に住民の方が検討に加われるという担保性、保障性にちょっと弱いと。要は、その仕組みということになると、そういう具体的なお話まであったわけではないですけれども、例えば意見を集めるというようなパブリックコメントとか、そういうのも意見を、住民の参画ということ、乱暴に言えばなるわけでもございますけれども、そうではなくて、やはり合併を前提とした13の町村の皆さんがその策定という段階になったときに、実際に検討に加われるような表現の方がよいのではないかというようなお話があったわけでもございまして、実はそのときに仕組みというのを具体的に表現したらどうだというようなご意見もございました。ただ、この仕組みというのを具体的に表現し出しますと、例えば組織をつくってだとか検討委員会を持ってだとかという表現になるわけでもございます。そうしますと、若干ちょっと具体的過ぎる部分もあるのかなということもございましたものですから、私ども事務局といたしましては、そのお気持ちを酌むと

すれば、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画できるようにすることが望まれるという表現であらわすことはいかがかなというふうに今整理は一応させていただきました。当然ここについては、またグループで協議する際にその文言の適性についてお話をいただければと思うところでございます。

それから、2番の自治基本条例の構成につきましては、それぞれ班によって議論が深かったところ、当たただけのところがございますが、少なくとも皆様方の議論の記録から導き出されたものを整理しておきました。一つ目は、類型ということで、どういう形かということがなかなかはっきりはしてございませんでしたが、もし前回のご意見をまとめるとすれば、自治基本条例は、上越市の憲法に当たるものとして、自治に関する基本的な事項を定めることとし、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である、ここが一つでございます。なお、自治基本条例の制定の際に、個別条例について、これは既に上越市でたくさんの個別条例を持っているわけでございますけれども、その参加の問題、権利の問題、義務の問題、制度の問題を定めたその個別条例については、自治基本条例との整合を図ることが望ましい、これはもう当然のことでございますけれども、そのようなご意見をたくさんいただいております。もう一つ、実は1点、周辺の今の13町村の皆さんの持っているいろいろな条例、参加性を担保したものでありますとか、例えば景観条例でありますとか、そういうものを例えば上越市の個別条例の、この自治基本条例との整合を図るときに、あわせてその内容もまた検討してはいかがかというようなご発言もあったところでございますけれども、その辺はやはり今回の合併の方式等々から見ますと、表現としては、それらの条例の精神というのは、今のこの自治基本条例の検討の際に既に組み込まれるというふうに考えて、個別条例については、やはり今ある個別条例を、自治基本条例との整合を図るということにとどめた書き方がよろしいのではないかと、これは事務局の整理でございます。ここはまた皆様方からご意見をいただくものかなとは思っております。

それから、内容についてご議論があった部分が余り多くございませんでしたが、その内容を大きな言葉でまとめますと、自治基本条例の内容といたしまして、自治の理念、それから市民の権利と義務、行政の責務、それから一番皆様方が具体的にご要望になっていたものは、住民自治を保障する制度の根拠となる規定、これはいろんな住民の制度を保障するんだけど、ここにやはりその根拠条例としてここを決めておこうと。これは、例えば今ほかの委員会でご議論なさっております地域協議会の考え方も、地域協議会条例を個別に持つけれども、その重要性、その制度の保障、根拠は自治基本条例に置くべしというのも当然議論の中には多くございました。

それらの私どもなりの言葉の整理をさせていただいて、きょう今イメージペーパーとしてお出しをさせていただきます。これはあくまで私どもの、皆様方の意見をかみ砕いて再構築した中での整理でございますので、当然ニュアンスでありますとかイメージでありますとか、皆様方がご意見の中に込めたかったお気持ち等々がずれていることもございます。ここはぜひまたグループ協議の中でご議論をいただきたいということでございます。したがって、今後グループ協議に移られた際には、1と3、これは一回イメージを出した上でご意見をいただいて、再修正した部分でございます。2については、まだご議論が足りないものと思いますので、当然ここはご議論をしていただきたいということでございます。

それから、委員長の方から今後のスケジュールについてお話しさせていただいてございますが、本日5回目でございます。きょうこのようなまたグループ協議をしていただきまして、最後またご発表いただいたものを当然私どもでイメージとしてペーパーにまとめさせていただきます。それをできれば早い段階で各町村にお送りをさせていただいて、その内容で事前にまた町村間でご協議をもしただけなのであれば、3月30日の法定協議会の前に、いま一度のこの小委員会を持つことによって、最終的なおまとめができれば、そこでおまとめをさせていただければとは、こちらの方としては思っております。この辺はまた当然皆様方からご意見をいただくなり、本日のグループ協議の状況で、また委員長とはご相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をしていただきましたが、ご意見は多々あると思います。ご意見の方はグループ協議の中でまたお話をしていただくとして、今の説明、このイメージの文言について何かご質問があれば、事前にお受けをしておきたいと思いますが、ご質問ございませんでしょうか。

田村委員。

○田村恒夫委員 上越の田村ですが、質問ということになると、2番の自治基本条例の構成という中で、個別条例について自治基本条例との整合、これはわかるんですが、個別条例そのものが現状に即しているかどうかということも一応中身としては検討していく必要があるんじゃないかということで、その辺ちょっと含みを持たせていただきたいと。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。当然のことでございます。自治基本条例との整合はもちろんでございますが、制定時との状況変化もあれば、当然その見直しのときによりよいものに変えていくということは当然のことかと思っております。それも含むものと思っております。

○山岸孝博委員長 ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。

早川委員。

○早川与五郎委員 今のご意見に私は賛成なんです。この間柏崎の先生からいろいろお話を承ったときも、個別条例について、自治基本条例との整合性、逐条これを図ったという話を聞いたときに、基本条例そのものを大胆に決めていって、それは各条例を規制するものだ、私どもはそう思っていたんだけど、何か今の既にある条例に当たらないように作り上げるということは、基本条例ではないのではないかなというふうに思います。さっき田村先生が申されたような意見に私も賛成なんです。もう少し基本条例の重みというか、あるべき姿というものをきちっと決めた中で、もし現行条例に抵触するものがあつたらそっちを直すと、そうでなければ、基本条例をそっちに合わせていくんでは意味がないと思いますので、そういう方向でお願いしたいと、こう思います。

○山岸孝博委員長 事務局。

○野澤朗事務局次長 全く早川委員おっしゃるとおりでございます。この個別条例について、自治基本条例との整合を図ることが望ましい。これは最高規範と申しましょうか、上越市の憲法に当たるものをまず今回なりつくるときに、当然個別条例はそれに合わせるべしと、個別条例に合わせた自治基本条例をつくるわけではないという整理でございます。

○山岸孝博委員長 その他ございませんでしょうか。

井部委員。

○井部辰男委員 前回のイメージから、制定のあり方について、一番最後の項の、廃置分合申請の議決後にはという文言が今回外れているんです。この意味はどういうことか。それからもう一つは、イメージの提案されているものの字句についてもグループ討議の中では検討していくということなのかどうか、お聞かせください。

○山岸孝博委員長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

制定のあり方についてのところのこれを取った、落とすということよりも、早期に着手するとともに、その際には、上越市の市民だけでなくという後半の文章とのつなぎの中で整理させていただいたものだけでございます。その制定の時期の、検討の時期の始まりをやはり置いておくべしということであれば、またそれはご意見としていただいて、当然入れていくのが正しいかと思っております。

○山岸孝博委員長 井部委員。

○井部辰男委員 これまでの論議の中で、早期に基本条例の制定をしていくという、その担保として、このイメージの中では前回、廃置分合申請後にこの検討を着手すると、こういうことで入れていただいたという経過があるんです。そういう面では、ぜひこの字句だけは入れるようお願いをしておき

たいというふうに思います。

○山岸孝博委員長 ご意見として、事務局、よろしく願いいたします。

その他ご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、ないようでございますので、若干の今ご意見ということもいただいておりますかというふうに思いますが、今回出させてもらったイメージというのはあくまでもたたき台ということで、ここの部分はぜひ入れていただきたい、ここの部分はこういうふうに修正をしていただきたいと、その辺もぜひ多く、各グループの中で織り込んでもらった中で最後の発表をいただきたいと、そんなふうに委員長としては思っております。

それでは、グループ討議に入りますが、事務局の方から説明の方をよろしく願いいたします。

○野澤朗事務局次長 今委員長の方からお話がありました、修正していただきたいというところよりもっと強いお言葉で、変えろというご指示で結構でございますので、十分ご議論いただきたいと思っております。

それで、前回同様1班、2班、3班につきまして、それぞれ後ろの方で1班、2班、3班に分かれていただきまして、内容といたしましては、先ほど申しましたが、イメージの1番、3番については、書きかえたものが皆様方のご意見が踏まえられて書きかえられているかどうか、特に先ほどの仕組みという表現の部分の書き方、それから新しい上越市においてということに変えた部分等々、皆様方のご議論のイメージと合ったかどうか、ぜひご議論いただきたいと思っておりますし、2班につきましては、若干ご議論がまだ不足していた班があったと思っております。ここは十分にまた内容についてご議論いただければと思うところでございます。お時間については委員長にゆだねたいと思っております。

○山岸孝博委員長 おおむね4時を全体の終了の時間というふうに思っておりますので、4時15分前ぐらいでしょうか、全体を見ました中で、終わり次第グループの発表というふうにさせてもらいたいというふうに思いますが、先ほどスケジュールの中でも、そろそろまとめということで行っていきたくと思っておりますので、できれば文言そのものをこういうふうに変えた方がいいんじゃないかという具体的なところまでグループでご協議をしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、グループの方に分かれまして協議の方を進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

午後2時47分 グループ協議開始

午後3時45分 グループ協議終了

○山岸孝博委員長 それでは、時間の方もちょうどということで、どうもありがとうございました。

それでは、それぞれのグループの方から発表いただきたいと思っております。その発表をもって、先ほどご説明申し上げたとおり、事務局の方でそれぞれの意見を盛り込んだものを早急につくらせていただきたいと思っております。それを各市町村で検討されて、またご意見をいただくというふうな形をもってまとめの作業に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第1グループの田村委員の方からよろしく願いいたします。

○田村恒夫委員 それでは、第1グループで議論しました中身を発表させていただきます。

一つは、この自治基本条例が最高規範であるということをしかりと意識していただいて、条例そのものはあるんでしょうけども、自治基本条例そのものを主体にしてといいますか、尊重といいますか、それが主体なんだということで、他の条例についてもそれに合わせる、いわば条例に合わせるんじゃないくて、最高規範に合わせるということを一つ確認されています。

それから、1番の自治基本条例の制定の目的ということについては、基本的にこれでいいんですが、わかりやすく総括的にということがありますが、これについては、過日柏崎の方からいろいろ勉強させていただいたように、市民にとってわかりやすい、そういったやっぱりイメージが必要だろうというのが大体のご意見でございます。

それから、構成なんです、構成については基本的にこの文面でいいということになります、ただ自治ということで、団体自治、住民自治、それから地域自治ということをしかりとイメージしてくださいということでございます。

あと、3項目の制定のあり方なんです、先ほども話が出ましたけども、この時期ですね、廃置分合後においても議論をしていきたいと思います、そういう議論といいますか、論議ですね、できるようなそういう形で、この前のイメージですか、それに合わせて進めていただきたいということがありました。

以上です。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして第2グループの井部委員の方からよろしくをお願いします。

○井部辰男委員 それじゃ、報告いたします。

制定の目的については、異論はございません。

次に、条例の構成についてであります、基本的な事項を定めることとするという中で、自治基本条例は以下の内容とすることが適当であるという中に、自治の理念、市民の権利と義務、行政の責務、それに議会の責務も入れたらどうかと、さらに住民自治を保障する制度の根拠となる規定と、こういう柱での構成がよいのではないかという意見でございます。

それから、この構成について、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である、その次にお、個別条例については、自治基本条例の制定の際に、14市町村の条例をもとに整合性を図ることが望ましい、こういうふうな文言に整理をしたらどうか。というのは、今現在でも各町村の中にもいろいろな条例がございます。例を挙げれば、安塚における環境条例とか、そういう条例も含めて、個別条例として自治基本条例制定の際にぜひ整合性を図る方向で進めてほしいということでございます。

なお、構成については、第1グループと同じように、わかりやすい文言で構成をしたらどうかということが意見としてございました。

それから、制定のあり方についてであります、この丸ぼっち2番目に合併後も含めというようなことがありますし、それから丸ぼっち3番目にも早期に着手するとともにというような文言の使い方がございまして、この2番目の合併後も含めというのは、これは必要ないと。そして、丸ぼっち3番目の自治基本条例の検討については、廃置分合の議決後に早期に着手するとともにというふうな文言に整理した方がより時期が明確で具体的ではないか。それから、最後に、その際には、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画できるようにすることが望まれるというふうな、こういう文言の使い方は、合併関係町村の住民も検討に参画することとするというふうにした方が文章的には非常にすっきりするだろうと、こういうご意見がございましたので、報告しておきます。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第3グループの武田副委員長の方から発表を引き続きよろしくをお願いします。

○武田一也副委員長 3班の武田です。

今ほど井部委員の方からもお話が出たわけですが、3班では、最初の出始めに、やはり14市町村の思いが込められるという意味で、何かそこへ14市町村という文言が入った方がいいんじゃないかというようなご意見でした。

それから、1番、2番、3番と検討していただいたわけですが、1番の自治基本条例の制定の目的については、この中身についてもいろいろ、権利、義務の何といいましょうか、どの辺までが権利、義務なのかというようないろいろのご意見が出たわけですが、最終的にはこの文言でいいんじゃないかということでした。

2番の自治基本条例の構成につきまして、大きい丸ぼつちの2番目の小さいぼつちなんです、市民の権利と義務、行政の責務となっておりますけども、今ほど井部委員の方からもお話がありましたとおり、市民の権利と義務、行政、議会の責務と、議会という文言を入れていただきたいということでございました。

それで、小さいぼつの3番目ですけども、住民自治を保障する制度の根拠となる規定、その保障がどの程度のところまで保障できるのかというような、もう少し具体的に入れたらいいじゃないかということであったわけですけども、事務局の説明を受けましたりして、これでそれではいいんじゃないかということで、皆さんと話し合いをさせていただきました。

3番目の自治基本条例の制定のあり方につきましても、この文言でいいじゃないかということでもございました。

それで、最後ですけども、1番にもありますし、2番、3番にもあるわけですが、1番の最後の自治基本条例を合併後速やかに制定する必要があるという、制定するというきちとした形の方がいいじゃないかというようなお話も出ましたし、3番もやはり同じことですが、最後の参画できるようにすることが望まれるということですが、参画できるようにするというで切った方がいいじゃないかというようないろんなご意見を出していただきまして、内容につきましては、3番も最終的にはこの文言でいいじゃないかということに話し合いをしていただきました。

以上です。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま各グループの方から発表していただきましたが、ご質問、ご意見、個別にございますればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、各グループでご意見を出していただいた結果ということでございますので、ご意見、ご質問もないようでございます。

それでは、この今の意見をまた再度調整をしまして、報告案ということで皆様の方から決定をさせていただきたいというふうに思っております。具体的な手法等は、スケジュール等また、先ほども申し上げましたが、再度事務局の方から説明をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

○野澤朗事務局次長 大変ご苦労さまでございました。

今いただきました意見、改めては申し上げませんが、たくさんいただいた部分を私どもでもまた皆様方のご意見、それぞれ事務局が張りついておりましたので、そこに込められた皆様方の思いも含めて文章として整理をいたしまして、できるだけ早い時期に各町村あてに送らせていただきます。最終的には、この小委員会といえども、それぞれの町村の代表で皆様は構成されておりますので、その報告書のイメージでよろしいかどうかをそれぞれの町村でご確認の上、次回のこの小委員会の開催において全会一致でご決定いただけるような流れで進めさせていただければと思っております。お気持ちの部分は、いろんな言葉遣いにまた反映されますので、その辺はもうちょっとこうしてほしいというのがあれば、また紙をお配りした時点で調整もさせていただきたいと思っております。

今の合併協議会の日程上から申し上げますと、3月30日が第9回、4月12日が第10回でございますので、でき得れば3月30日の時点でご提案、4月12日に協議会としてご議決いただくというのが一応私どもの目標としてきたスケジュールでございます。そういたしますと、3月30日の前に小委員会として決を得たいということを考えますと、それぞれお忙しいご日程でございますが、一応こちらでまたご日程を相談させていただきまして、委員長とも相談させていただいた中で、皆様方にまたお諮りをしたいと思っておりますが、今のところでございますと、3月26日あたりがいかかかなと思っておりますが、今帳面を見て、だめだという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そこは全体の調整の中でまたご協議をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、最終段階になってきておりまして、これでよろしいということは、もしご欠席であれば、どちらかの委員におゆだねをいただくとか、そのような方法もまた考えてみたいと思っておりますが、いずれにしても、もう一度集まる方がよろしいかと思っております。紙で回して、いいよというわけにはいかないとしますので、その辺はまたちょっと委員長と私どもにお任せをいただきたいと思っております。イメージとしてはそんな形で進ませていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願

いいいたします。

○山岸孝博委員長 ただいま事務局の方から、30日の前にできれば皆さんの総意をもって、報告案というふうな形で決めさせていただきたいということでございますので、30日の前に、日程の調整はまたこれから事務局の方とさせていただかなければいけない点かと思いますが、小委員会を開催させていただくという点にご異議ございませんでしょうか。

田村委員。

○田村恒夫委員 26日でもいいんですが、午前にはできればしていただきたい。というのは、市議選の説明会が2時からありますので、私が出るか出ないかは別にしまして、そういう日程ですので、ちょっと含んでいただきたい。

○野澤朗事務局次長 極めて重要なスケジュールを失念しておりまして、大変申しわけございません。ただ、隘路といたしまして、皆様の日程どうしてもだめだという、今度は最終的には3月30日の全体会議の前という、そういう手段もございます。いずれにしても、皆様とここまでまとめてきたものでございまして、そう差異のある内容でございませんので、また事務局が各町村を回るという方法もとりながら、いずれにしてもまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山岸孝博委員長 それでは、基本的にはその前に、日程の方はきょうまだ決めずに、その前に、30日前に一度小委員会を開催するというので、よろしくお願いいたします。

○

2 その他

○山岸孝博委員長 それでは、最後にその他ということで、それぞれの委員さんの方から何かおありになればお受けしたいと思います。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、事務局の方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、また次回の日程調整等もご協力をちょうだいしたいなというふうに思います。

これにて第5回自治基本条例に関する小委員会を閉会をいたします。どうもありがとうございました。

午後4時2分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

中郷村議会議会運営委員会委員長

板倉町議会議員